

速報！さくらユウワ通信

国税庁・e-Tax を装った不審なメールや電話にご注意ください！

現在、国税庁や e-Tax(国税電子申告・納税システム)を装い、個人情報やクレジットカード情報、銀行口座の情報などを詐取しようとする不審なメール、SMS、電話、訪問が多発しています。被害に遭わないよう十分にご注意ください。

不審なメール・ショートメッセージ(SMS)について

国税庁が、SMS や LINE を利用して URL を送ることや、国税の納付や差押えに関するメッセージを送ることはありません。

- ◆ 送信元アドレス：必ず「info@e-tax.nta.go.jp」です。
- ◆ 本文の URL：原則として、メール本文内に URL は記載されていません。
- ◆ 宛名：「納税者様」「担当者様」等の一般的名称ではなく、登録した名前が記載されます。「特許情報局」といった国税庁には存在しない架空の部署を名乗る事例も確認されています。

不審な電話について

「還付金がある」「未納の税金がある」という言葉は詐欺のサインです。

- ◆ ATM 操作・口座振込：ATM 操作を求めたり、特定の口座へ振込を求めることはありません。
- ◆ 自動音声での督促：AI や自動音声で国税の納付を求めることは行っていません。
- ◆ 対応方法：お金や口座番号の話が出た場合は即答せず、相手の氏名、所属部署、電話番号を確認して一旦電話を切り、最寄りの税務署へお問い合わせください。

不審な照会文書・訪問について

- ◆ 文書：正規の文書は、原則として国税局や税務署名が印字された公式の封筒で送付されます。手書きのラベルや「ゆうパック」などで届く不審な文書には回答しないでください。
- ◆ 訪問：税務職員が訪問する際は、必ず顔写真付きの「身分証明書」や「質問検査章」(強制調査の場合は裁判官の許可状)を携帯しています。
- ◆ 領収書の発行：訪問時に現金で徴収を行った場合は、必ずその場で領収証書を交付します。
- ◆ 外部委託等の禁止：税金の徴収を外部の業者に委託することはありません。
また、職員が会報の購読や有料講習会を勧めたりすることはありません。

被害に遭わないために

少しでも不審に感じた場合は、メールのリンクを開いたり要求された支払いに応じたりせず、速やかに最寄りの税務署や国税局にご相談ください。最新の詐欺手口については、国税庁ホームページやフィッシング対策協議会のサイトでも確認することができます。

参考サイト

不審なメールや電話にご注意ください(国税庁)

<https://www.nta.go.jp/information/attention/attention.htm>

e-Tax を装った不審なメール等にご注意ください(e-Tax)

https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2024/topics_hushinmail.htm

ご不明な点ございましたら、各担当者までお気軽にお問い合わせください。【本村】